



オピニオン

株式会社静岡銀行

しずぎんサステナブルファイナンス・ フレームワーク

公表日：2021年12月24日

ESG推進室

担当アナリスト：宇佐見 剛

格付投資情報センター（R&I）は、静岡銀行が策定した「しずぎんサステナブルファイナンス・フレームワーク」を評価対象として次の内容についてオピニオンを提供する。フレームワークについて「グリーンボンド原則 2021」¹及び「グリーンローン原則 2020」²、「ソーシャルボンド原則 2021」³、「ソーシャルローン原則 2021」⁴、「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」⁵、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」⁶、「ソーシャルボンドガイドライン」⁷との整合性をそれぞれ評価した。R&Iが行った手続きの範囲においてフレームワークが原則等と整合的であることを確認した。オピニオンの構成は次の通り。

■オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. フレームワークに基づくローン推進に係るサステナビリティ方針
3. 「グリーンボンド原則 2021」及び「グリーンローン原則 2020」、「ソーシャルボンド原則 2021」、「ソーシャルローン原則 2021」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」、「ソーシャルボンドガイドライン」に対する整合性について
 - (1)調達資金の使途
 - (2)評価と選定のプロセス
 - (3)調達資金の管理
 - (4)レポーティング
4. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について
 - (1)KPI の選定
 - (2)SPT の設定
 - (3)ローンの特性
 - (4)レポーティング
 - (5)検証
5. まとめ

1 国際資本市場協会（ICMA）が策定

2 ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

3 ICMA が策定

4 LMA、LSTA 及び APLMA の3者が策定

5 LMA 及び LSTA、APLMA の3者が策定

6 環境省が策定

7 金融庁が策定

1. オピニオンの位置づけ

静岡銀行は営業する地域において、人口減少や少子高齢化の進展、経営者の後継者不足などの社会構造変化を認識している。加えて銀行を取り巻く環境においても、長引く金融緩和や Fintech、電子マネー、ライフスタイルなどの変化により、求められる役割が変わりつつあると認識している。地域金融機関としてグループ基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」を実現すべく、地域の社会的課題・ニーズへ対応し、地域の成長をプロデュースすることが役割と認識し、課題解決型企業グループへの変革を目指している。

静岡銀行は地域の産業や経済の発展への貢献をはじめ、SDGs や地域貢献の観点からさまざまな課題の解決に向けた活動の中長期的に推進する。静岡銀行は地域における中堅・中小企業のサステナビリティに対する取り組みをサポートしていく。これに資する活動の一つとして、融資商品のバリエーションにグリーンローン/ソーシャルローン/サステナビリティ・リンク・ローンを実行するためのフレームワークを新たに設定した。

「しずぎんサステナブルファイナンスフレームワーク」は「グリーンボンド原則 2021」や「グリーンローン原則 2020」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン」、「ソーシャルボンド原則 2021」、「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」に沿う形で設定されている。

R&I はフレームワークが国内外で策定されている原則・ガイドラインに対する整合性⁸について第三者評価を提供する。

2. フレームワークに基づくローン推進に係るサステナビリティ方針

静岡銀行は持続可能な社会の実現及び企業価値の維持・向上に向けて取り組むべき重点課題（マテリアリティ）を特定し、これを経営戦略へ反映させることでサステナビリティ経営を実現する。マテリアリティは地域・社会、環境、ガバナンスにおいて 10 項目を特定している。

特定した重点課題

地域・社会	地域経済の活性化 人口減少・少子高齢化 中小企業の後継者不足	デジタルイノベーション ダイバーシティ 地域金融インフラの維持
環境	気候変動リスクの増大	地球温暖化
ガバナンス	コーポレートガバナンス	企業倫理・コンプライアンス

[出所：静岡銀行 統合報告書 2021 より R&I 作成]

第 14 次中期経営計画では長期的な戦略として「地域プロデュース戦略」（10 年戦略）と、3 年戦略として 3 つの基本戦略「グループ営業戦略」「イノベーション戦略」「ビジネスポートフォリオ戦略」を定めている。経営基盤である「地域」における取り組みを最優先とするものである。中期経営計画における主な取り組みとして「静岡銀行グループの金融機能を通じた、お客様の多様なニーズへの対応」や「環境配慮型金融サービスの推進」、「ESG 投資やグリーンボンドの活用」、「気候変動への対応」が掲げられており、これらはマテリアリティに合致したものである。グリーンローン/ソーシャルローンは企業の具体的な ESG に関連するプロジェクトを資金使途とした取り組みを支援するものであり、また、サステナビリティ・リンク・ローンは企業が事業の持続的な発展を通じて社会の持続可能性に貢献していくための取り組みを支援するものである。フレームワークで設定するこれらのファイナンスは静岡銀行のサステナビリティ経営に沿った金融商品となるものである。特に「地域」における主役である中堅・中小企業は、外部環境の変化に対応していくことを求められているとともに、「地域」の SDGs や ESG の取り組み主体である。フレームワークに基づくローンの提供は中堅・中小企業の課題解決に資する取り組みである。

静岡銀行はフレームワークに基づくローンを既存の金融商品のバリエーションに加える形で、中堅・中小企業が活用しやすい金融商品として設計している。コンセプトは国内外の原則・ガイドラインが期待する環境・社会に対して改善効果を生み出す事業にファイナンスを組成する点で整合的である。

⁸フレームワークの骨格や考え方及び業務プロセスを確認し、整合的であるかどうかについての意見である。

3. 「グリーンボンド原則 2021」及び「グリーンローン原則 2020」、「ソーシャルボンド原則 2021」、「ソーシャルローン原則 2021」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」、「ソーシャルボンドガイドライン」に対する整合性について

静岡銀行は設定したフレームワークのグリーン／ソーシャルローン組成に係る部分を「グリーンボンド原則 2021」及び「グリーンローン原則 2020」、環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」、「ソーシャルボンド原則 2021」、「ソーシャルローン原則 2021」、「ソーシャルボンドガイドライン」と整合的であるとしており、R&Iは原則・ガイドラインにおける確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を中心にグリーンローン／ソーシャルローンの4要素について評価した。調達資金の使途及びレポーティングについては、グリーンローンとソーシャルローンのそれぞれの特徴に合わせて評価した。

(1) 調達資金の使途

- ① 調達される資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるか。
ーグリーンー

静岡銀行はグリーンローンを「資金使途が環境改善効果のあるグリーンプロジェクトに限定されるローン」と定義している。資金は設備資金に限定して新規資金として充当されるよう設計されている。

グリーンプロジェクトは原則・ガイドライン等を用いて、下記の6つのカテゴリーに区分し具体的なプロジェクトを例示している。これはグリーンボンド原則 2021 の事業カテゴリーに含まれる。

- A. 再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器を含む）
- B. 省エネルギーに関する事業（省エネ性能の高い建築物の新築、建築物の省エネ改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器、を含む）
- C. 汚染の防止と管理に関する事業（排水処理、温室効果ガスの排出抑制、土壤汚染対策、廃棄物の3Rや熱回収、これらに関する環境モニタリングを含む）
- D. クリーンな運輸に関する事業（エネルギー効率に優れた次世代自動車、公共交通機関、鉄道、自転車、複合輸送、クリーンエネルギーを利用する輸送手段や有害物資の発生抑制のためのインフラ整備を含む）
- E. 環境配慮商品、環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装を含む）
- F. グリーンビルディングに関する事業（省エネルギー性能だけでなく、水使用量、廃棄物管理等の考慮事項に幅広く対応しているグリーンビルディングについて、国内基準に適合又は環境認証制度において高い性能を示す環境認証を取得してその新築又は改修を行うもの）

資金使途がもたらす環境改善効果について、顧客から環境改善に係る狙いや効果を測定するための指標及び算定方法を確認する業務フローを採用している。その際にグリーンプロジェクトのカテゴリー、プロジェクトが具体的に確定していることを確認する。環境改善効果は可能な場合は定量化することを求める。カテゴリーにおける具体的なプロジェクトの事例においても、グリーンビルディングの環境認証のように閾値が必要なものについて設定がなされている。環境改善効果だけでなく、想定される環境面・社会面のネガティブインパクトについて対応方針等の確認を実施することとしている。総合的な環境改善効果は営業店及び信用力審査担当とは異なる審査企画グループが判断する。

② 調達される資金は、社会的課題の解決を目指し、特定の人々に対してポジティブな社会的効果をもたらすソーシャルプロジェクトに充当されるか。－ソーシャル－

静岡銀行はソーシャルローンを「資金用途がソーシャルプロジェクトに限定されるローン」と定義している。「ソーシャルプロジェクト」は特定の社会的課題への対処や軽減を目指すものであり、あるいは、特に対象となる特定の人々にとって、また社会全体にとってポジティブな社会的成果の達成を求めるものと定義している。資金は設備資金に限定して新規資金として充当されるよう設計されている。

ソーシャルプロジェクトは原則・ガイドライン等を用いて、下記の5つのカテゴリーに区分し具体的なプロジェクトを例示し、対象となる人々を10のカテゴリーで例示している。これはソーシャルボンド原則2021の事業カテゴリー及び対象となる人々に含まれる。

カテゴリー

- A. 手ごろな価格の基本的インフラ設備
- B. 必要不可欠なサービスへのアクセス
- C. 手ごろな価格の住宅
- D. 食料の安全保障と持続可能な食糧システム
- E. 社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々

- a. 貧困ライン以下で暮らしている人々
- b. 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティ
- c. 障がい者
- d. 移民や難民
- e. 十分な教育を受けていない人々
- f. 十分な行政サービスを受けられない人々
- g. 失業者
- h. 女性及び／又は性的及びジェンダーマイノリティ
- i. 高齢者と不安定な状態に置かれている若者
- j. 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ（例：地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民、感染症の拡大等を受け、事業に影響を受けた中小企業等、仕事と子育て／介護等を両立する人々）

顧客に対して解決しようとする社会的課題の説明及び明確な社会的な効果に係る評価について確認を行う。ソーシャルプロジェクトが顧客の企業理念や社会貢献方針等に基づき、社会的課題を解決するものとなっているかの確認を行う。また、資金用途のカテゴリー及び対象となる人々を特定していることを確認する。その際にソーシャルプロジェクトが具体的に確定していることを確認する。社会的効果だけでなく、想定される環境面・社会面のネガティブインパクトについて対応方針等の確認を実施することとしている。総合的な社会的効果は営業店及び信用力審査担当とは異なる審査企画グループが判断する。

③ 調達資金の用途に関する貸し手への事前説明がなされるか －グリーン・ソーシャル－

静岡銀行は調査票を用いてカテゴリーやプロジェクトによる環境改善効果や社会的効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して顧客から事前説明を受ける。

④ 調達資金の用途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーン/ソーシャルローンである場合 －グリーン・ソーシャル－

静岡銀行が設定するローンでは、調達資金の用途がリファイナンスの場合は採用せず、複数トランシェは設定されない。

(2) 評価と選定のプロセス

① 環境面・社会面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

顧客はフレームワークに則ったプロジェクトに対して静岡銀行からグリーンローン／ソーシャルローンを借り入れることができる。フレームワークは顧客に対して環境面・社会面の目標の提示や原則等に示される事業カテゴリーに該当するプロジェクトを選定することを求める。静岡銀行は調査票においてプロジェクトの選定経緯を確認するプロセスを採用している。原則等が求める顧客により作成されたフレームワークによる事前説明とは異なるが、顧客自らの意志決定により、静岡銀行が策定するフレームワークに基づきローンを申し込むことは、原則等が求める評価と選定のプロセスの事前説明に相当すると評価できる。

② 包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるか

選定経緯を確認するプロセスにおいて、顧客が当該プロジェクトによってもたらそうとする環境改善効果や社会的効果を確認する。また、選定が顧客の正式な手続きに則って行われていることを確認する。顧客の環境目標やサステナビリティ戦略等は、静岡銀行が主要顧客とイメージしている中堅・中小企業では、明確な形で策定している企業は必ずしも多くない。しかしながら、フレームワークを利用することで顧客は自らが行おうとするプロジェクトを通じて達成しようとする効果について、明示的に確認することができる。また、選定に当たっての専門性についても静岡銀行がその役割を果たすこととなる。これらの対応により、顧客がプロジェクトを通じて目指す効果及び事業における位置づけが明確となる。

(3) 調達資金の管理

① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

フレームワークにおいて資金の管理方法は明確に定められている。資金実行が一括でなされる場合は専用口座の作成は行わず、営業店が残高管理を行う。分割で実行される場合は専用口座を設定し、資金需要に合わせて支払先へ当該口座から送金される仕組みである。また、資金実行に関する証憑類については静岡銀行が入手しシステム上で管理する。顧客はフレームワークを利用することで、実質的に原則等が求める資金管理と同等の管理を受けることとなる。

(4) レポーティング

① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか –グリーン／ソーシャル–

融資期間中は年1回の頻度でプロジェクトのリスト、プロジェクトの概要、プロジェクトに充当した融資金額、未充当金額または割合及び充当予定時期、プロジェクト実施による環境改善効果又は社会的効果における状況について顧客から報告を受ける。当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業店を通じて影響および対応方針等を確認し管理する体制となっている。

フレームワークが求めるレポーティング内容は、貸付人に対して報告されるべき事項を含む。環境省ガイドラインはグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしているが、フレームワークの確認事項において調達に関して静岡銀行のフレームワークによるグリーンローンであることを表明する場合には少なくとも静岡銀行に開示することを条件としている。

② 環境改善効果に係る指標、算定方法等は適切か –グリーン–

フレームワークにおいて環境改善効果に係る指標及び算定方法を確認することとしており、その内容はグリーンローンとしての適切性を判断する審査企画グループによって確認される体制である。定量的な指標、算定方法が困難である場合は、環境改善効果が判断できる定性的な開示がなされることを確認する。

③ 社会的効果に係る指標等は適切か – ソーシャル –

フレームワークにおいて社会的効果がアウトプット、アウトカム、インパクトに整理した形で開示されることを確認する。その内容はソーシャルローンとしての適切性を判断する審査企画グループによって確認される体制である。

4. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」 及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について

静岡銀行は設定したフレームワークのサステナビリティ・リンク・ローンに係る部分を「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」及び環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」と整合的であるとしており、R&Iは原則・ガイドラインにおける確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を中心にサステナビリティ・リンク・ローンの5要素について評価した。

(1) KPIの選定

① 設定される KPI

KPIは顧客の事業活動に関連し、事業活動及び社会のサステナビリティへの貢献が測定可能な重要な指標であるものとして設定されることをフレームワークで求めている。静岡銀行は調査票を用いて顧客の環境・社会に向けた目標を企業理念・方針等や中期経営計画を通じて確認し、サステナビリティ戦略を把握する。そのうえで KPI とサステナビリティ戦略の関係を確認する。

フレームワークでは顧客の状況に即した KPI を設定が可能としており、エネルギー効率や再生可能エネルギーを始めとするグリーンカテゴリーを中心として、カテゴリー毎に具体的な KPI を整理している。

KPI の設定に際しては、定量的なものであることを要件としている。

② KPIの重要性

静岡銀行は本フレームワークの対象先に ESG/SDGs 方針があることを求めている。一方、サステナビリティ方針は「地域」における取り組みを最優先に位置づけており、主要な対象先は「地域」の主役である中堅・中小企業を想定している。中堅・中小企業が「地域」におけるサステナビリティの主役を担っていくためには、既にサステナビリティ戦略を構築し推進している顧客だけでなく、事業活動を通じて持続可能な社会に貢献することを目指す顧客を対象とすることが重要である。静岡銀行は申し込んだ顧客に対して、営業店が本部の専門性のある法人ファイナンスグループと連携することで伴走するプロセスを採っている。また、KPI の適切性は審査企画グループが確認することで客観的な判断を可能としている。これにより顧客自身のサステナビリティ戦略に沿った KPI が設定される。

(2) SPT の設定

① SPT の概要

フレームワークにおいて SPT は顧客の事業に関連した野心的かつ定量的であること、及びその達成により顧客のサステナビリティの改善及び社会の持続可能性に資するものとして設定されることが求められている。

顧客がサステナビリティ戦略とそれに沿った ESG/SDGs 目標設定していれば、その設定の妥当性及び KPI/SPT としての適切性を判断する。KPI の項で示した通り、これからローンを組成することを通じてサステナビリティ戦略、目標を設定しようとする顧客に対しては、伴走することで適

切な設定ができるようなプロセスを採っている。

② SPTの野心性

SPTの野心性はいくつかの観点から判断される。

- A) 科学的根拠に基づくシナリオ分析や絶対値（炭素予算等）、国・地域単位または国際的な目標（パリ協定、CO2の排出ゼロ目標、SDGs等）、認定されたBAT（Best Available Technology、利用可能な最良の技術）およびESGのテーマ全体に関連する目標を決定するその他の指標国際的な基準や目標及び国・地域における基準や目標との比較
- B) 同業他社と比較した場合における、設定したSPTsの相対的な位置付けについて（例：平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスの水準なのか等）
- C) 借入人自身の直近のパフォーマンスの水準（可能な限り、最低過去3年分のトラックレコードを有するKPIを選定）に基づき、定量的なものを設定し、またKPIの将来の予測情報も可能な限り開示する

A)ないしC)の観点は原則やガイドラインが求める野心性に係る判断と同様である。静岡銀行は顧客の状況に即したSPTを設定することとしており、対象先が中堅・中小企業が中心であることから、野心的なSPTが設定されるようKPIの設定と同様のプロセスが採られている。

③ SPTの達成手段と不確実性要素

達成手段は顧客のサステナビリティ戦略の確認及びSPTを選定するプロセスで確認される。サステナビリティに係る取り組みについてローン組成を通じて開始する顧客については、静岡銀行が伴走することでフォローがなされる。ネガティブインパクト及び不確実性が存在する場合は、その対処を確認するプロセスが採られている。これらによりSPTの達成手段や不確実性が洗い出せるものと考えられる。

④ SPTの妥当性

SPTはKPIとともに、顧客、営業店、法人ファイナンスグループの協議により設定され、顧客から独立した専門性を持つ部署である審査企画グループにより判断される。審査企画グループは営業店が作成した調査票及びチェックリストをもとに、原則・ガイドラインに対する整合性を確認し判断する。原則やガイドラインはKPI・SPTの適切性は外部レビューの取得または内部の専門知識を文書したものを企業は提出するべきことを求めている。フレームワークにおいては静岡銀行内でSPTの妥当性が判断され、いずれにも該当しない。主な対象先が中堅・中小企業であり、サステナビリティに係る取り組みを推進することが目的であることや、顧客と直接対話がない審査企画グループが判断することなどから、原則・ガイドラインの要件に整合的なSPTが設定されるプロセスを採っていると考えられる。

(3) ローンの特徴

フレームワークではSPTの達成状況により金利を引き下げ、SPTの達成を奨励するローンであることが示されている。インセンティブ設計は、SPTの達成を原則年に1回判定し、達成により金利引き下げを行うことが定められている。この仕組みは、ローン契約のコベナンツとして設定される。これらの仕組みは、原則・ガイドラインが求める顧客がサステナビリティに係る取り組みを推進するものである。

(4) レポートニング

フレームワークでは原則、毎年企業の決算期に応じてSPTの達成状況に係るレポートニングを受けるものと設定されている。レポートニングには、SPTの達成状況を判定するために必要な様式・内容の資料が含まれる。

フレームワークが求める報告事項は原則が求める事項を含んだものである。サステナビリティ・リンク・ローンとして表明する場合には、ガイドラインは貸し手に対する報告事項を一般に開示することを「べき事項」としている。静岡銀行が組成するフレームワークによる個別のローンは静岡銀行に対する情報開示が条件とされている。フレームワークは主に中堅・中小企業におけるサステナビリティに係る取り組みを推進することを主な目的としており、この目的においては静岡銀行に対する情報開示にて達成が可能なものと考えられる。

(5) 検証

フレームワークでは、第三者検証方法を調査票にて確認することとしている。SPTに関する専門的知見を有する外部機関による検証を求める。検証結果は外部公表が予定されていないがレポートと同様の整理ができる。

5. まとめ

評価対象の「しずぎんサステナブルファイナンス・フレームワーク」は、地域における中堅・中小企業を主な対象として、SDGs/ESGに係る課題解決に資することを目的として設定されている。対象となる顧客はグリーンプロジェクト/ソーシャルプロジェクトに取り組む企業またはサステナビリティに取り組む企業としており、規模や業種を問わずフレームワークの活用が可能となるように設計されている。フレームワークに第三者評価を取得することで、幅広い顧客へ原則やガイドラインと統合的な融資スキームによるサステナビリティファイナンスの機会を提供することを目的として策定された。

グリーンボンド原則 2021 およびグリーンローン原則 2021、ソーシャルボンド原則 2021、ソーシャルローン原則 2021、環境省ガイドライン、金融庁ガイドラインの「べきである」事項及びグリーンローン/ソーシャルローンの定義について整合性を評価した。グリーンローン/ソーシャルローンの定義は、原則等に従ったものであることを確認した。プロジェクトのカテゴリーや適切性の判断は、原則・ガイドライン等に従って行われる体制となっている。レポートの開示においてグリーンローンであることを表明する場合にガイドラインが求める公表が条件とはなっていないものの、貸付人である静岡銀行が適切に開示を受ける体制であることや相対融資であることを勘案すれば、グリーンローンの管理に問題はないものと判断できる。

サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021 および環境省ガイドラインの「べきである」事項及びサステナビリティ・リンク・ローンの定義について整合性を評価した。サステナビリティ・リンク・ローンの定義は、原則等に従ったものであることを確認した。KPI・SPTの設定は原則・ガイドラインが求める方法に従ったものであることを確認した。KPI・SPTsの妥当性についての第三者検証に関しては、原則・ガイドラインとの適合性はいえないものの、統合的な考え方のもと設計されていると判断できる。レポートにおいては、静岡銀行に対する情報提供を条件とするものであり、ガイドラインが求める公表とは異なるものの、静岡銀行に対する適切な情報の開示が要件であることや相対融資であることを勘案すれば、期中のKPI・SPTsに係る管理に問題はないものと判断できる。

以上より評価対象は、原則・ガイドラインに整合的である。

以 上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。